

古殿町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 6,035	千円 4,316,483	千円 80,558	千円 601,971	% 13.9	% 15.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 68	千円 255,780	千円 36,231	千円 90,452	千円 382,463	千円 5,624	千円 5,608

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。

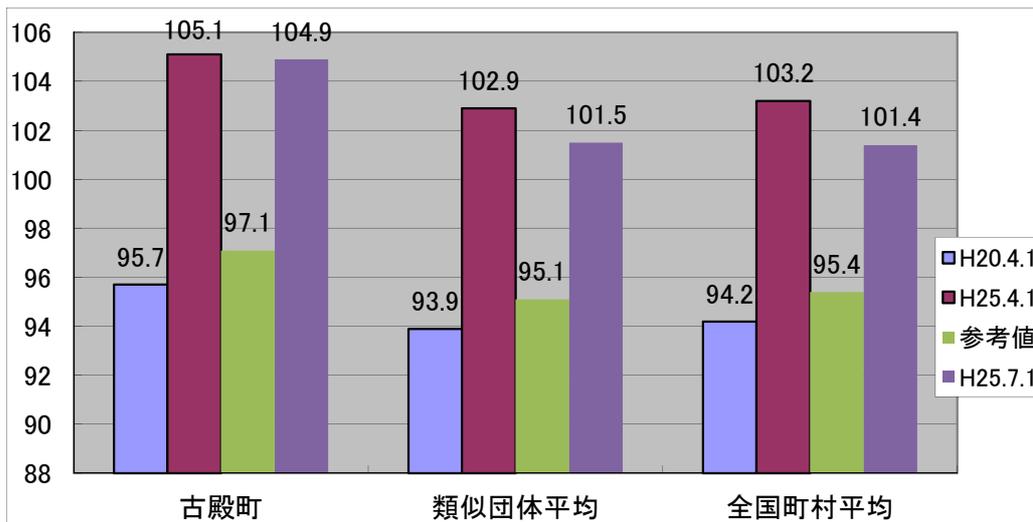
(3) 特記事項

(給与減額の状況)

特別職(町長)給与10%カット 特別職(副町長)空席  
特別職(教育長)給与10%カット 特別職(議会議員)報酬5%カット

国の要請を踏まえた減額措置の取り組み	減額実施期間
実施	平成25年10月1日～平成26年1月31日
抑制済み又は減額措置の内容	
与) 一般行政職 1～2級月額4.77%減額 3～6級月額7.77%減額 技能労務職 月額4.77%減額 H25.4.1ラスパイレ指数 105.1 (参考値 97.1) H25.10.1ラスパイレ指数 97.2	

(4) ラスパイレ指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレ指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレ指数を単純平均したものである。  
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため記載なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレ比較した平均給与月額ある。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
古殿町	36.9 歳	280,398 円	326,230 円	305,226 円
福島県	43.2 歳	338,309 円	419,988 円	367,674 円
国	43.1 歳	307,220 (332,446) 円	—	376,257 (405,463) 円
類似団体	42.6 歳	313,668 円	355,898 円	343,403 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
古殿町	55.2 歳	2 人	326,270 円	364,947 円	347,670 円	—	—	—	—
うち運転手	55.2 歳	2 人	326,270 円	364,947 円	347,670 円	自家用乗用自動車 運転手	56.7 歳	192,400 円	1.90
福島県	53.0 歳	303 人	376,713 円	420,656 円	397,644 円	—	—	—	—
国	49.9 歳	3,272 人	272,199(286,850) 円	—	309,534(325,400) 円	—	—	—	—
類似団体	50.4 歳	5 人	302,572 円	324,788 円	317,075 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
古殿町	5,911,031	—	—
うち運転手	5,911,031 円	2,372,500 円	2.49

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22年度～24年度の3ヶ年平均)  
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況 (25年4月1日現在)

区 分		古殿町	福島県	国
一般行政職	大学卒	175,100 円	181,800 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	142,500 円	146,900 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	149,400 円	144,500 円	—
	中学卒	135,600 円	136,100 円	—

※国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (25年4月1日現在)

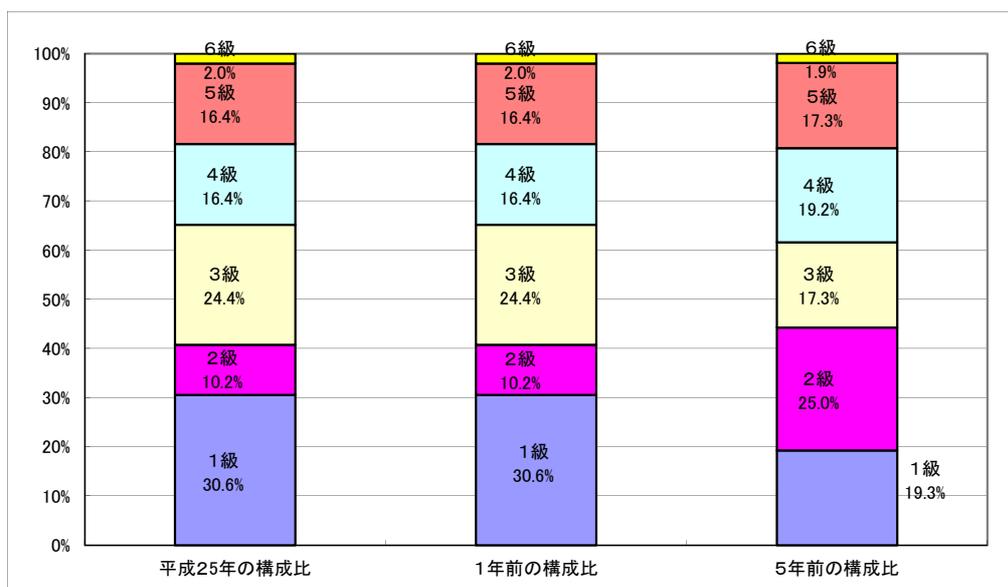
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	244,700 円	334,900 円	389,433 円	413,750 円
	高校卒	209,400 円	311,100 円	360,366 円	391,400 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (25年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	19 人	36.5 %
2 級	主事	5 人	9.6 %
3 級	係長、主査	14 人	26.9 %
4 級	主任主査、課長補佐	7 人	13.5 %
5 級	課長、主幹	5 人	9.6 %
6 級	困難な業務を処理する課長参事	2 人	3.9 %

- (注) 1 古殿町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況  
未実施

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

古 殿 町	福 島 県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,292 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,638 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.40 )月分 ( 0.65 )月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.40 )月分 ( 0.65 )月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）  
未実施

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

古 殿 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分 勤続25年 32.83 月分 38.955 月分 勤続35年 46.55 月分 55.86 月分 最高限度額 55.86 月分 55.86 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算 (退職時特別昇給 制度なし ) 1人当たり平均支給額 20,034 千円 100,170 千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分 勤続25年 32.83 月分 38.955 月分 勤続35年 46.55 月分 55.86 月分 最高限度額 55.86 月分 55.86 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当  
支給なし

(4) 特殊勤務手当  
支給なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	9,388 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	218 千円
支給実績(23年度決算)	6,124 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	116 千円

(6) その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養親族 扶養1人につき 月額6,500円  配偶者がいない場合の扶養親族 1人目 月額11,000円 16歳～22歳までの子等 5,000円加算	同		7,689 千円	265,162 円
住居手当	借家・借間  家賃月額9,500円以上を支払っている場合 ・家賃20,500円以下 家賃額-9,500円 ・家賃20,500円超 52,500円未満 (家賃額-20,500円)× 1/2+11,000円 ・家賃額52,500円以上 27,000円	異	家賃 12,000円 以上	1,826 千円	182,689 円
通勤手当	交通機関等利用 61,000円まで全額。61,000円を超えた場合は、その超えた額の2分の1の額を61,000円に加算  自家用車等利用 通勤距離片道2km以上で通勤距離に応じて 2,200円～47,700円	異	運賃 55,000円 以下  2,000円～ 24,500円	2,733 千円	58,159 円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員 ・課長 給料月額の10% ・主幹 給料月額の8% ・課長補佐 給料月額の7%	異	10%～25%	7,544 千円	471,553 円
単身赴任手当	異動により配偶者と別居することとなったとき(異動距離60km以上で異動距離に応じて) 月額23,000円～45,000円	同		421 千円	210,500 円
宿日直手当	宿直・日直により休日や夜間に勤務したとき 1回につき4,200円	異	医師等の宿日直手当	533 千円	11,853 円
寒冷地手当	11月～3月支給 ・世帯主で扶養あり 月額17,800円 ・世帯主で扶養なし 月額10,200円 ・その他 月額 7,360円	同		4,179 千円	58,862 円

## 5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	町 長	682,200 円				(参考)類似団体における最高/最低額	
		( 758,000 円 )		807,500	363,200	円/	円
	副 町 長	546,300 円				円/	円
		( 607,000 円 )		670,100	365,000	円/	円
報 酬	教 育 長	511,200 円				円/	円
		( 568,000 円 )					
	議 長	288,800 円				円/	円
		( 304,000 円 )		364,000	220,000		
期 末 手 当	副 議 長	227,100 円				円/	円
		( 239,000 円 )		285,000	168,100	円/	円
	議 員	211,900 円				円/	円
		( 223,000 円 )		263,000	135,800		
退 職 手 当	町 長	(24年度支給割合)					
	副 町 長	6月期	1.4	月分	計 2.9	月分	
	教 育 長	12月期	1.5				
		(24年度支給割合)					
寒 冷 地 手 当	議 長	6月期	1.4	月分	計 2.9	月分	
	副 議 長	12月期	1.5				
	議 員	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
		給料月額×在職期間×支給率0.48	15,717,888 円	任期毎			
備 考	副 町 長	給料月額×在職期間×支給率0.29	7,604,496 円	任期毎			
	教 育 長	給料月額×在職期間×支給率0.20	4,907,520 円	任期毎			
	町 長	11月～3月まで支給					
寒 冷 地 手 当	副 町 長	世帯主で扶養あり	17,800円				
	教 育 長	世帯主で扶養なし	10,200円				
		その他	7,360円				

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

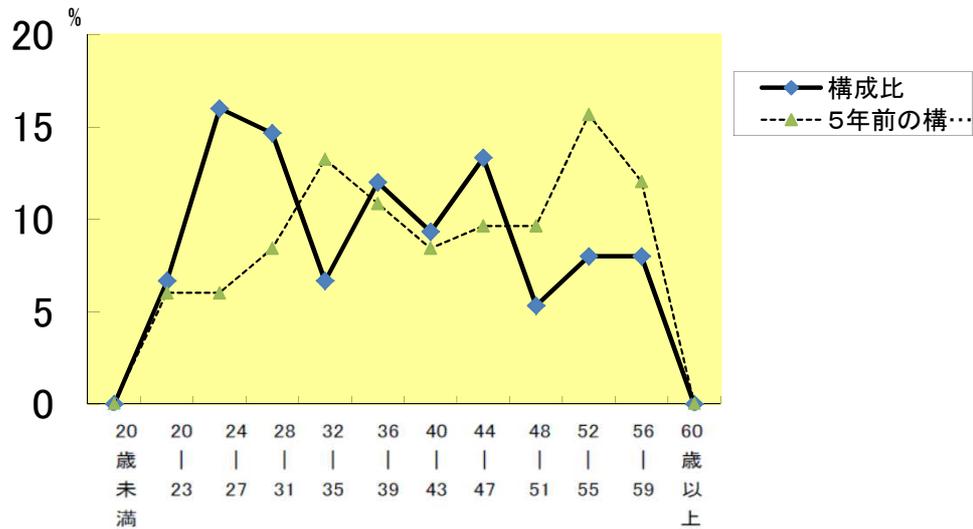
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成24年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	1	1	0	家屋一棟調査の全域調査を行うため  育児休業職員2名分を1名補充
		総 務	14	14	0	
		税 務	5	6	1	
		民 生	13	13	0	
		衛 生	6	7	1	
		農 水	9	9	0	
		商 工	2	2	0	
		土 木	6	6	0	
	計	56	58	2		
		教育部門	12	12	0	
	小 計	68	70	2		
公営企業計等部門	水 道	1	1	0		
	下 水 道	0	0	0		
	そ の 他	4	4	0		
	小 計	5	5	0		
合 計		73 [ 93 ]	75 [ 93 ]	2 [ 0 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	12人	11人	5人	9人	7人	10人	4人	6人	6人	0人	75人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)	
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	増減数	増減率
一般行政	58	59	58	57	56	58	0	(▲6.66%)
教育	18	17	16	16	13	13	▲5	(▲18.7%)
普通会計	76	76	74	73	69	71	▲5	(▲9.2%)
公営企業等会計	6	6	6	5	5	5	▲1	(▲28.5%)
総合計	82	82	80	78	74	76	▲6	(▲10.84%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。